

くらしを豊かにする総務省の情報誌

Ministry of
Internal Affairs and
Communications



MIC

総務省

9月号

2017 September | Vol.201

特集

平成29年版

情報通信白書が
公表されました



地方のかがやき

〔富山県〕

上市町

劔岳に抱かれた地で
地域の宝を再発見し
活かす町



発行：総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
制作：株式会社KADOKAWA 編集：大矢麻利子 西上範生
アートディレクション：片野宏之(Zapp!) デザイン：柳田美樹(Zapp!)
イラスト：中山ゆかり

CONTENTS

04 **特集** 平成29年版
**情報通信白書が
公表されました**



表紙の写真
九谷焼の作家、山本恭代さんの「色絵菊牡丹文皿」。繊細で彩り豊かな絵付けが特徴的な器。協力／暮らしのうつわ 花田 撮影／小林祐美

10 **MIC FOCUS**
国民視点の行政を実現する
行政評価局調査

14 **MIC NEWS 01**
平成29年 就業構造基本調査
働く人の明日をつくる。

16 **MIC NEWS 02**
敬老の日に「火の用心」の贈り物
住宅防火・防災キャンペーン

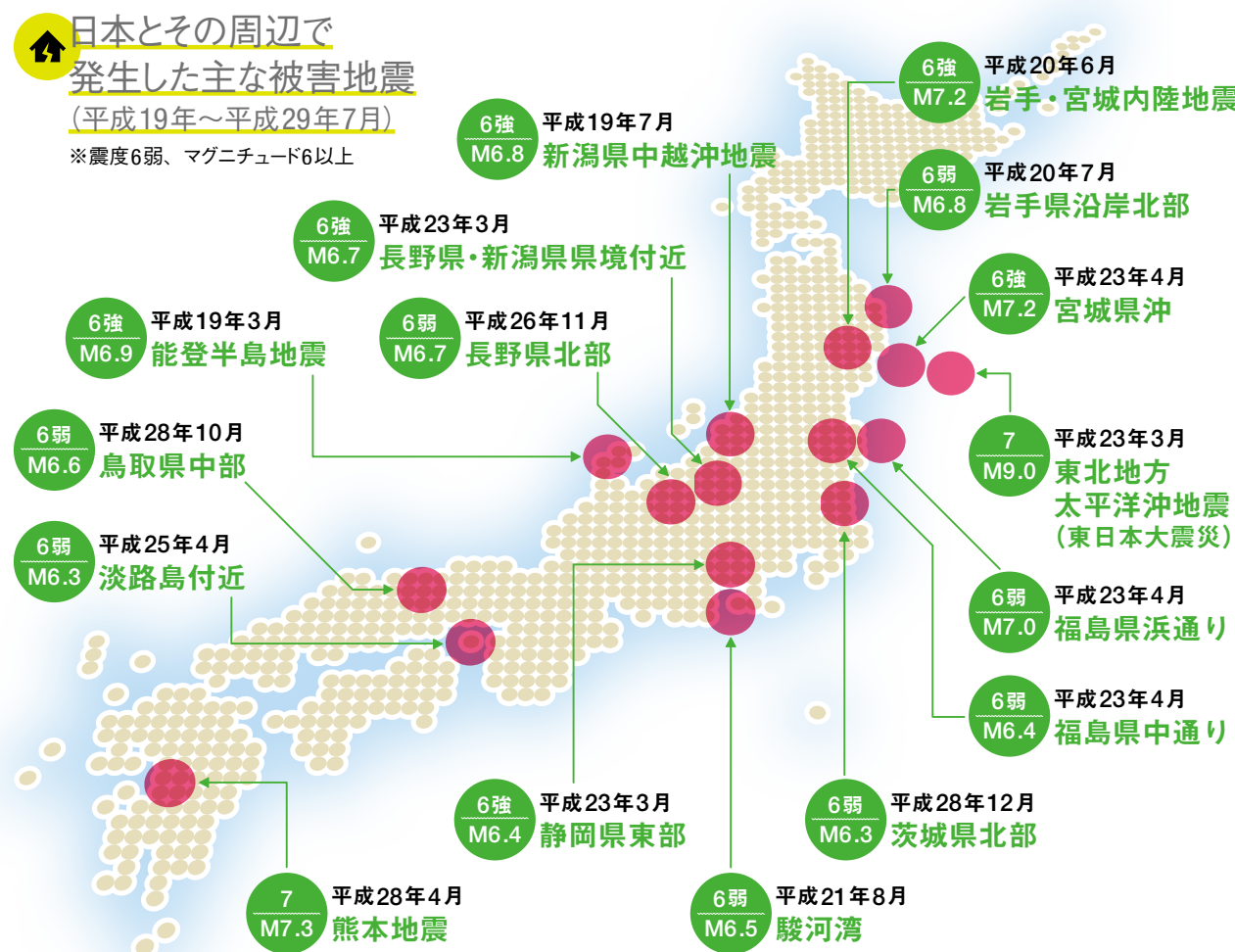
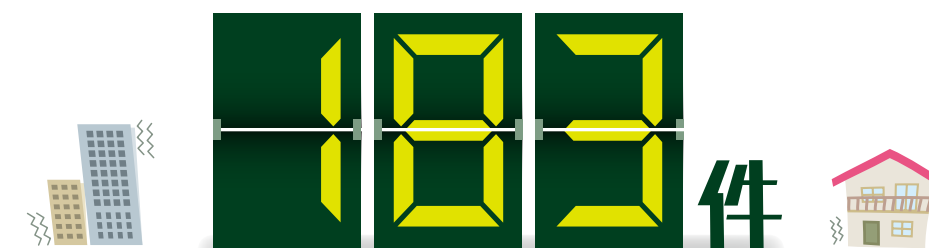
18 **MIC NEWS 03**
引っ越したら住民票を移しましょう

20 **地方のかがやき**

[富山県] 上市町 劔岳に抱かれた地で
地域の宝を再発見し活かす町

過去10年に日本とその周辺で発生した **震度5弱以上の地震**

出典：気象庁「震度データベース」



地震などの災害に
日頃から備えておこう

日本とその周辺では、たびたび地震が起こっています。震度5弱以上の地震が過去10年間に183件発生しています。震度5弱とは、大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じるほどの揺れです。

上の図には、人的あるいは物的な被害があった震度6弱以上マグニチュード6以上の被害地震に絞って示しました。これだけでも16件もあります。

9月1日は「防災の日」です。台風、高潮、津波、地震などの災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するためとして、昭和35年に制定されました。また、昭和57年から、9月1日の防災の日を含む1週間（8月30日から9月5日まで）が「防災週間」と定められています。この機会に自分の周りで起こる可能性がある災害や、身の回りの危険な箇所、また避難場所や避難経路などを確認して、日頃から災害に備えておきましょう。

非常食はどのくらい備えるべき？

非常食に限らず、地震などに備えて普段から家庭用食料品を備蓄しておきましょう。最低でも3日分、できれば1週間分が目安です。

特に必要なのが水。水は飲料のほか、調理用などにも使います。1人1日およそ3ℓ程度、1週間で21ℓ程度必要です。非常時に火を使えるカセットコンロとカセットボンベも必需品です。ボンベは1人1週間で6本程度と考えるおきましょう。

そのほか、主食、主菜、副菜などバランスよく1週間分を備えます。食べる量や嗜好、高齢者、乳幼児、アレルギーの方など、家庭の状況にあわせて準備してください。

備蓄の際はチェックリストを作成し、賞味期限を考えながら消費し、その消費した分を補充していくことも大切です。また、お子さんが普段食べ慣れていない非常食などは、万一のときに問題なく食べられるかどうか心配です。賞味期限が切れる前に一度試食してみるといいでしょう。

参考：「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」（農林水産省）



取材・文／葵和みどり

スマートフォン経済の現在と将来

第1部
第1章

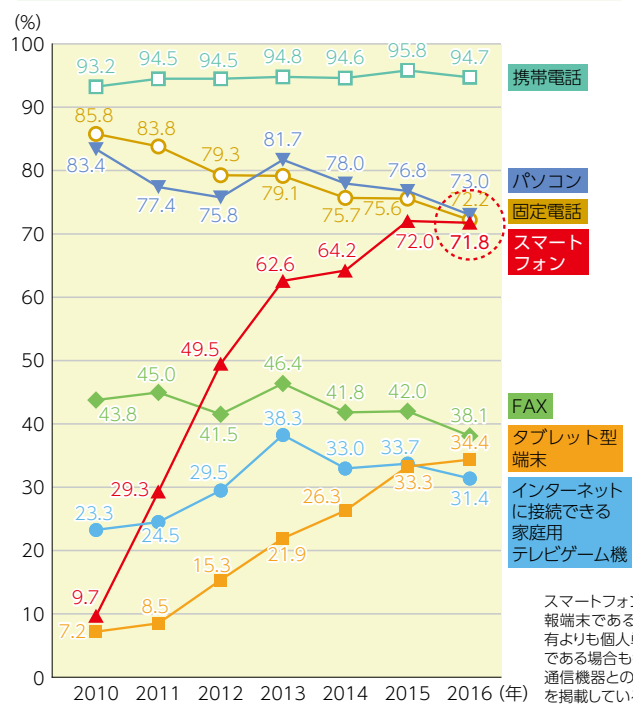
近年、スマートフォン保有が急増し、PCや固定電話ときつ抗しており、その利用をけん引する若年層の利用時間は、モバイルがPCの4倍超となっています。スマートフォン利用者のインターネット利用時間を年代別にみると、10代と20代が顕著に長くなっています。

スマートフォンを通じたサービスを提供する企業側では、生成データの蓄積が進み、データ利活用による新たな価値創造が期待されます。

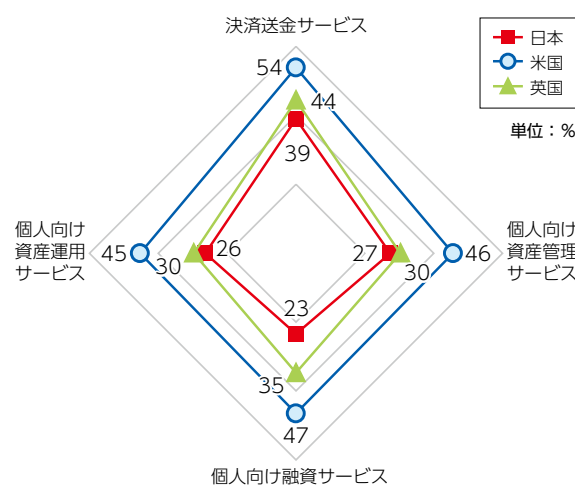
ネットショッピングにおけるスマートフォン・タブレットの活用度合いはPCと比べると小さく、米・英の両国と比べると遅れが目立っています。

スマートフォンを活用するFinTechやシェアリング・エコノミーの各種サービスについて、日本の利用者は、米・英の両国と比べると利用意向が低く、その底上げが経済活性化に向けた課題です。

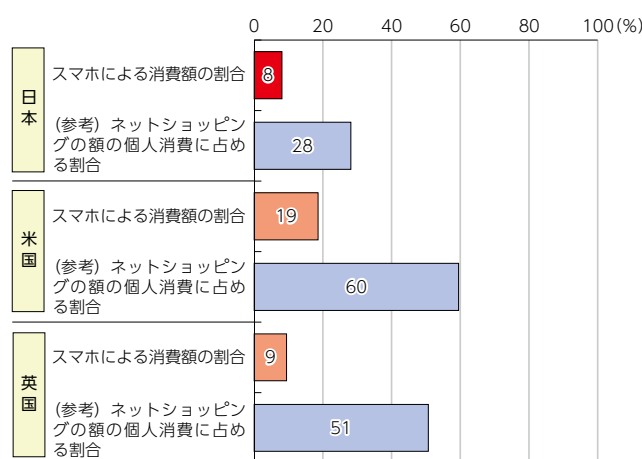
情報通信端末の世帯保有率の推移



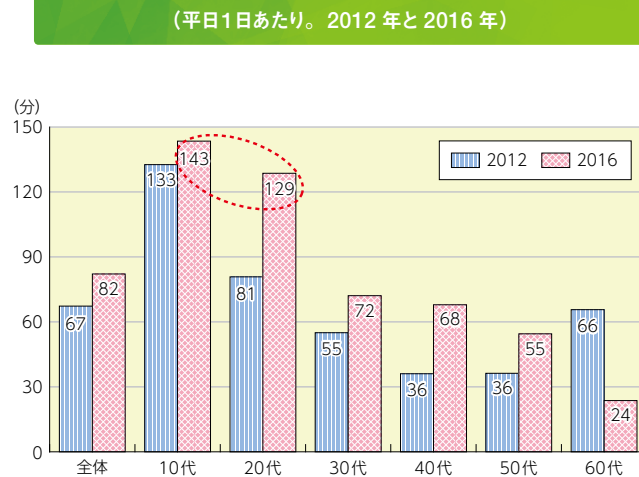
FinTechの各種サービスの利用意向



スマートフォンを介して消費した金額(直接効果)



スマートフォン利用者のネット利用時間



平成29年版 情報通信白書が 公表されました

情報通信白書は、我が国の情報通信の現状や政策の動向について、国民の皆様の理解を得ることを目的に昭和48年から毎年作成しています。今回の白書では、特集テーマを「データ主導経済と社会変革」とし、データ主導経済 (data-driven economy) の下での、多種多様なデータの生成・収集・流通・分析・活用による、あらゆる社会経済活動の再設計・社会の抱える課題の解決等について展望しています。

平成29年版 情報通信白書のポイント

第1部 特集: データ 主導経済と 社会変革

第1章 スマートフォン経済の 現在と将来

スマートフォンの普及と利用時間増に伴い、スマートフォンを起点としたネットによるサービス消費は一層増加するとともに、企業側での生成データの蓄積が進み、データ利活用による新たな価値創造の可能性が高まっている。その一方で、米国および英国と比較すると、フィンテックやシェアリングサービスをはじめとした新サービスの日本の利用意向は低く、その底上げは今後の課題となっている。

第2章 ビッグデータ 利活用元年の到来

改正個人情報保護法の施行 (2017年5月)、官民データ活用基本法の施行 (2016年12月) や、情報の自由な流通を巡る国際議論が進むなど、「ビッグデータ利活用元年」に向けた環境整備が進みつつある。日本では、一般利用者側でパーソナルデータの提供と理解が進む一方、不安感も根強い。データのセキュリティ確保や収集無効化等、個人と企業との認識ギャップの低下に向けた企業側の取組が必要。

第3章 第4次産業革命が もたらす変革

第4次産業革命の実現に向けた期待感、日本では情報通信業において高いものの、国際比較を行うとデータ利活用への意欲が遅れが目立つ。同革命の前提条件としてルール整備と人材育成を最大の課題に挙げる日本企業は多いが、IoT化と企業改革が同時進行する経済成長シナリオ (年平均2.4%) では、2030年時点で実質 GDP725兆円を達成と試算している。

第4章 社会的課題解決に 役立つICT利活用

生産年齢人口の減少と地方圏の人口流出といった社会的課題に対し、その解決に向けた働き方改革や地方創生においてICT利活用が貢献すると考えられる。現に、テレワークは労働参加率・労働生産性の向上に寄与している。また、観光客向けの情報発信やWi-Fi整備等の観光振興策を行っている地方自治体では、インバウンドの増加をはじめとした成果を実感している。今後、テレワークをはじめとしたICT投資や、地方自治体におけるICTを活用した振興策が広がっていくことが期待される。

第5章 熊本地震と ICT利活用

東日本大震災後の通信・放送インフラの強靱化や、スマートフォンの普及・利活用の結果、被災地域における情報伝達・情報共有に際し、熊本地震ではICTが大いに活用。地震発生時に情報収集に利用された手段は、携帯電話、地上波放送についてLINEが3位。今後、SNS情報のビッグデータ解析 (DISAANA) やアラートを通じた間接広報など、新たなICTツールの積極的な活用が期待される。

第2部 基本データと 政策動向

第6章 ICT分野の 基本データ

総務省実施調査である情報通信業基本調査や通信利用動向調査等の結果を中心に、我が国ICT産業の市場規模、雇用者数やGDP等の動向、ICTサービスの利用動向を示すデータを幅広く紹介。

第7章 ICT政策の動向

我が国のICT政策の最新動向を、電気通信事業、電波、放送、利活用、研究開発、国際戦略等の分野別に、総務省の取組を中心に紹介。

「情報通信白書」のスマートフォン・タブレット用アプリと電子書籍を無料で提供しております。

「情報通信白書」アプリは、iOS、Androidの各アプリストアにて無料で配信中です。
電子書籍はePUB3形式にて、総務省情報通信白書ホームページからダウンロード可能です。

⑤ <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>



第4次産業革命がもたらす変革

第1部 第3章

「モノ」がインターネットにつながるIoTデバイス数も急増し、2020年時点で300億個に達する見込みです。IoTやAIが経済成長に結びつくには、供給面ではIoT・AI関連の投資やサービス投入をはじめとしたIoT化に加え、企業改革が不可欠です。IoT化と企業改革等とが進展した場合、IoT・AIは需要創出ともあいまって2030年の実質GDPを725兆円に押し上げる可能性があります。

IoT化で低コストによるビッグデータ収集が可能になり、さらに、AIによる解析で新たな価値が創出されます。また、「Society 5.0」の実現に向け、第4次産業革命への期待が高まっています。第4次産業革命に向けた環境整備に係る課題について、海外企業は、ネットワークの標準化・端末等のインフラに対する意識が高く、我が国は、標準化、人材育成、データ流通や連携に係る制度・ルール等への意識が強いようです。

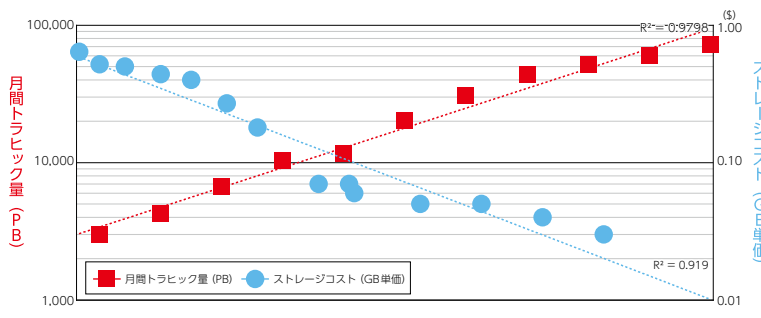
今後、企業の利活用意欲と国民の不安とのギャップを解消し、安全性とのバランスをとりながらデータ利活用の推進を図る必要があります。

ビッグデータ利活用元年の到来

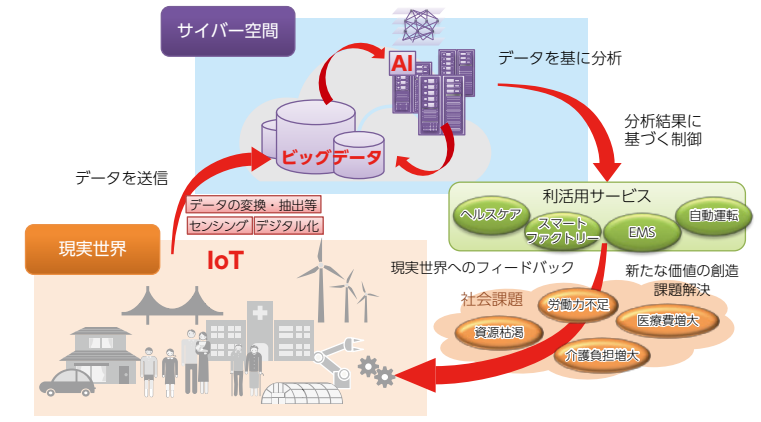
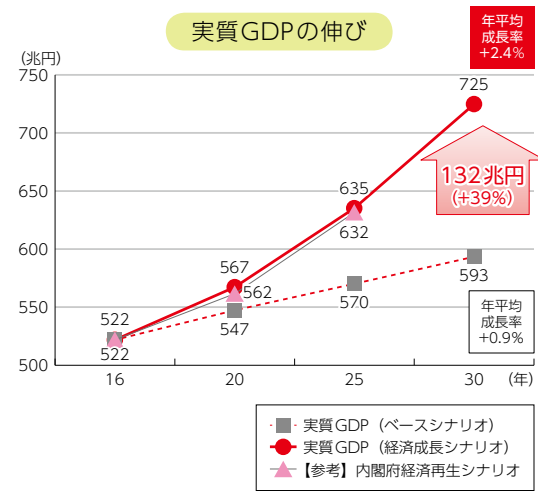
第1部 第2章

データの流通量が爆発的に増大しており、それに伴う様々な形のサービスも拡大しています。本年は、官民データ活用推進基本法や改正個人情報保護法といったルール等の環境整備が一定の段階に達し、国内外の議論がピークを迎えるという意味において、「ビッグデータ利活用元年」となる可能性があります。個人情報やパーソナルデータの提供・収集時に企業が個人に提供すべき情報について、個人と企業の認識ギャップがあります。セキュリティ確保やデータ破棄の仕組みについて、特にギャップが大きくなっています。また、利用者には、個人情報などの提供について、サービス便益享受のためやむを得ないとする層と、情報の流出・不正利用への警戒感の強い層が見られます。

激増するデータ流通

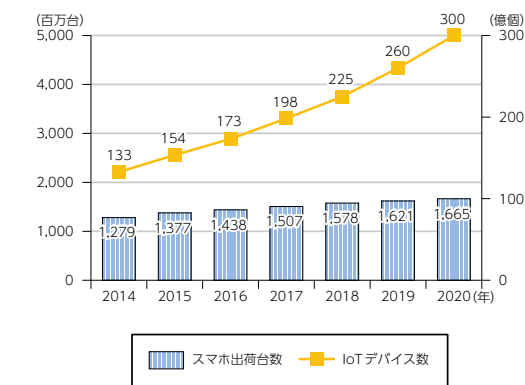


IoT化のインパクト

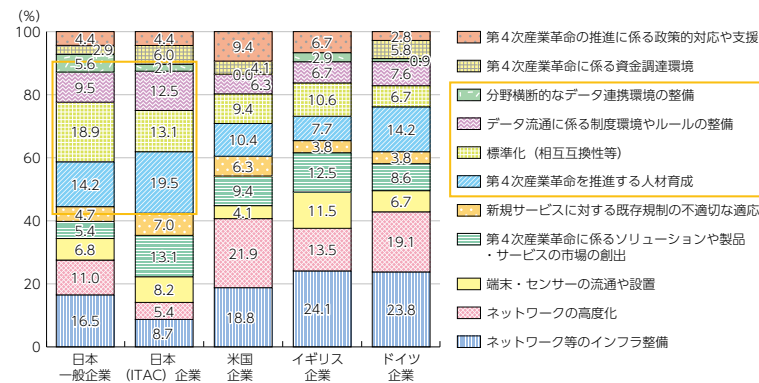


※未来投資戦略(2017年6月)における「第4次産業革命」と「Society5.0」の関係に関する記述
中長期的な成長を実現していく鍵は、近年急激に起きている第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリング・エコノミー等)のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society5.0」を実現することにある。

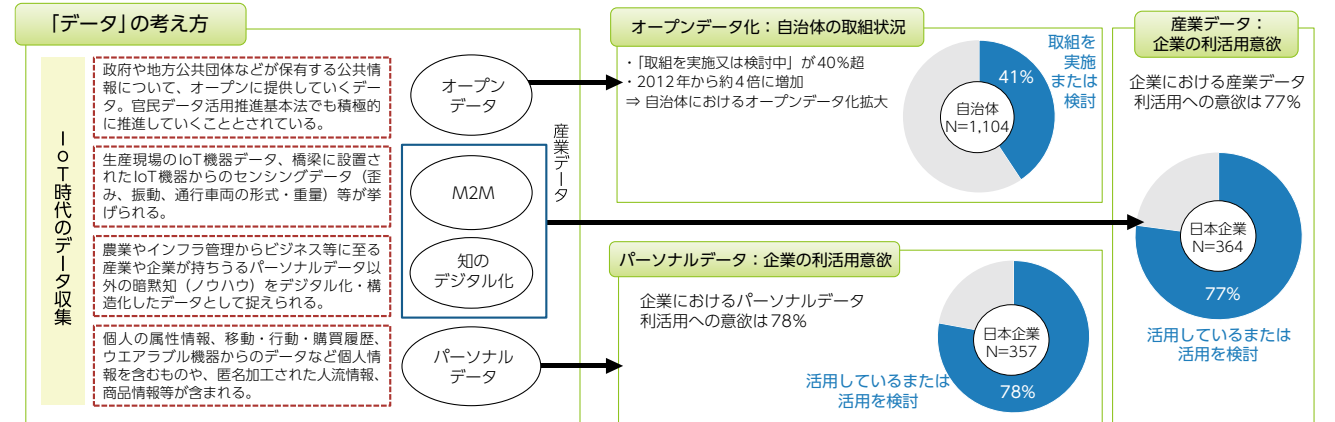
IoTデバイス数とスマホ出荷台数の推移及び予測



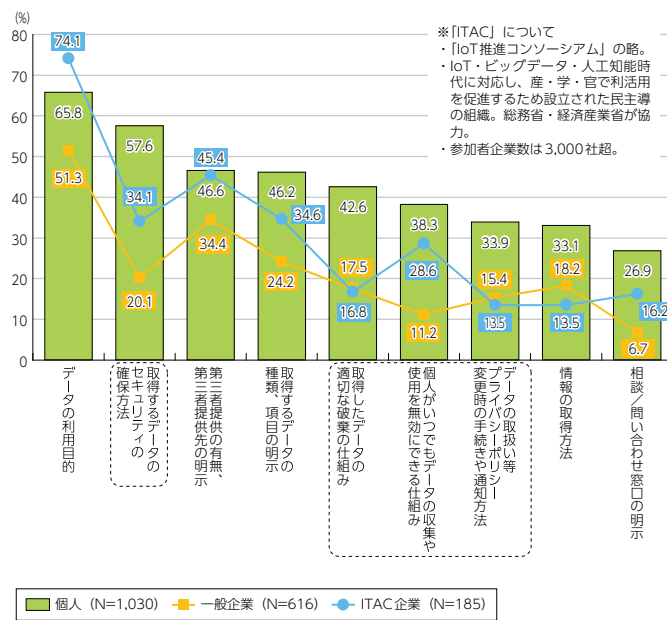
第4次産業革命に向けた環境整備に係る課題



自治体のオープンデータ化の取組・企業のデータ利活用の状況



パーソナルデータ提供時に企業が提供すべき情報



個人情報等の提供に対する個人の認識

- コメント例 (情報の提供に対してポジティブ)**
- ✓ 自分の場合は個人情報の件は気にはなりますが、利便性と天秤にかけた時、**ネット利用による利便性**が勝る。
 - ✓ ショッピングサイトなどは**ある程度しょうがない**と思う。しっかりセキュリティをかけて流出しなければ特に気にしていない。
 - ✓ 個人情報を渡してサービスを受けている、**ギブ&テイク**だと思う。
- コメント例 (情報の提供に対してネガティブ)**
- ✓ ある程度は仕方ないが、その情報を元に**広告メールや情報流出等、不正利用**が怖い。
 - ✓ **個人情報の管理**がどのくらいきちんとしてられているか確認できないので不安。
 - ✓ どのような**個人情報**が**何の目的**で利活用されているかによるが、悪用されるのは怖い。

熊本地震とICT利活用

第5章

第1部

社会的課題解決に役立つICT利活用

第4章

第1部

東日本大震災後の通信・放送インフラの強じん化により、熊本地震では通信手段の利用制限は小規模にとどまりました。また、スマートフォン等の普及により、SNSやインターネットアプリ等も情報伝達・情報共有に活用されました。

地震発生時は、携帯電話、地上波放送、LINE等が情報収集の手段として多く利用されました。

避難時のICT環境については、公衆無線LANの無料開放や携帯電話充電器の貸与等が行われました。公衆無線LANについては、被災者の通信接続手段としての利用を目的とした、携帯電話事業者などによる、「00000JAPAN」の提供や、避難所への特設Wi-Fiの設置等が実施されました。

今後は、鮮度が高い被災者のニーズ等に関するSNS情報のビッグデータ解析(DISAANA)や、災害発生時などに自治体と通信・放送事業者等を結ぶ共通基盤であるアラートを通じた間接広報など、新たなICTツールの積極的な活用が期待されます。

我が国は生産年齢人口の減少に伴う経済の縮小を課題として抱えており、特に地方圏ではその影響が顕著になっています。

このような課題の解決に必要なとなる働き方改革や地方創生において、ICTの利活用が役に立つと考えられます。

テレワーク導入企業では、従業員が増加傾向にあります。テレワークは、労働参加率の向上に加えて労働生産性の向上や売上高の拡大等につながる期待されています。

テレワーク導入企業のうち、労働生産性向上を目的として導入した企業は約6割であり、そのうち約8割以上が、テレワーク導入により、目的とする効果を得たとしています。

インバウンド観光客に向けた取組として、自治体全体の約3割が、無線LANの設置や自治体HPの多言語化を行っています。公衆無線LAN環境については外国人旅行者が困ったと答える割合も減少しており、自治体の観光振興策による環境改善が認められます。

1 被災地域における情報伝達・情報共有とICTの役割

通信・放送インフラの強じん化による安心・安全の実現

設備増強が効果を発揮

東日本大震災の教訓を踏まえた強じん化が奏功し、被災地の放送・通信インフラは疎通に大きな支障を来すことなく、停波した基地局でも携帯電話では2週間以内に、放送では72時間以内に復旧し、被災地における多くの住民のコミュニケーションや自治体・企業等の業務継続を支えた。その成果も踏まえ、引き続きインフラ強靱化の推進が望まれる。

スマートフォンの普及による多様な情報ニーズへの対応

情報収集の手段としてLINEが3位

東日本大震災以降急速に普及が進んだスマートフォンは、通話や携帯メール、LINEをはじめとしたSNSやインターネットアプリ等の活用により、多様な情報ニーズに応え、その有用性が評価された。耐災害性の高い利用環境の整備(例、災害時の公衆Wi-Fi無料開放や携帯電話充電器の貸与等)も必要といえる。

避難時等におけるICT利用環境の充実

災害時Wi-Fiの利用が進展

「00000JAPAN」として九州全域で最大約55,000のAPの利用開放や避難所でのタブレットを活用した情報集約など、ICTの積極的な活用により、効率的な情報共有が行われた。「00000JAPAN」を「知っていてかつ利用した」のは23%であった。一方、設置対応などに必要な避難所情報の連携、具体的な利用シーンを想定したICTの活用など迅速かつ柔軟な災害時運用が課題である。

2 新たなICTツールの積極的な活用と期待される効果

SNS情報やビッグデータの積極的な活用(DISAANA/D-SUMM)

新たな情報収集手段の可能性

自治体においても、被災者ニーズなどをSNSから直接収集できるビッグデータツール(DISAANA、D-SUMM)の活用が効果的と考えられる。

LアラートとL字型画面やデータ放送を活用した間接広報

Lアラートの有用性

復旧期には、L字型画面やデータ放送などを含む地上波放送による間接広報を回答者の45%が有用と評価した。利便性を高め、効率的かつ効果的な情報発信・伝達を行うために、Lアラートの情報入力機能や情報発信体制等の改善を図りながら、同基盤を活用した間接広報の実効性を高めることが求められる。

マイナンバーカードを活用した災害時の本人確認

災害時におけるマイナンバーカード

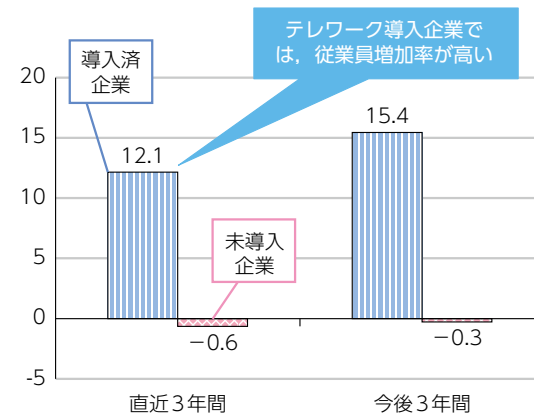
災害時における個人情報の取扱に関する課題として、個人情報の提供の煩雑さや手書きによる収集の弊害が指摘されている。これらの課題を解決し、より簡便に情報管理を行うために、マイナンバーカードを活用した本人確認手段などが考えられる。

3 被災時における業務継続とICT

クラウドの活用は4割弱

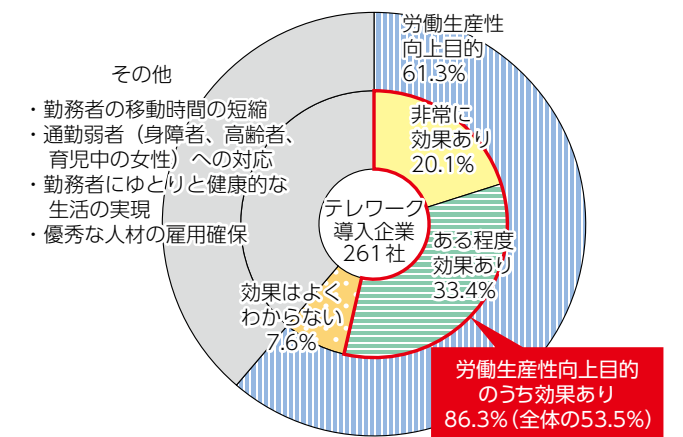
業務継続への自治体・企業等の意識は高まり、自治体、企業では全ての回答団体がデータのバックアップを実施。一方でクラウドを活用している団体は36.1%にとどまった。また、費用負担が生じる具体的な取組についてはシステムの冗長化によって複数拠点を持つ企業では46.2%が実施していたのに対し一拠点の企業では対策実施は25.0%など組織の規模によって対応・実現範囲が異なる。そこで、共通基盤の整備・運用をはじめ、多様な組織がICTを活用し、社会全体の耐災害性を高めていくことが期待される。

テレワーク導入と従業員増加率のDiffusion Index



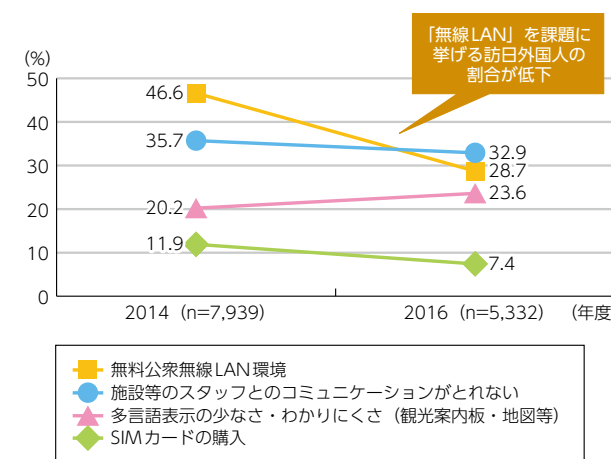
※ Diffusion Index: 「従業員増加」と回答した企業の割合から、「従業員減少」と回答した企業の割合を引いたもの

企業におけるテレワークの導入目的



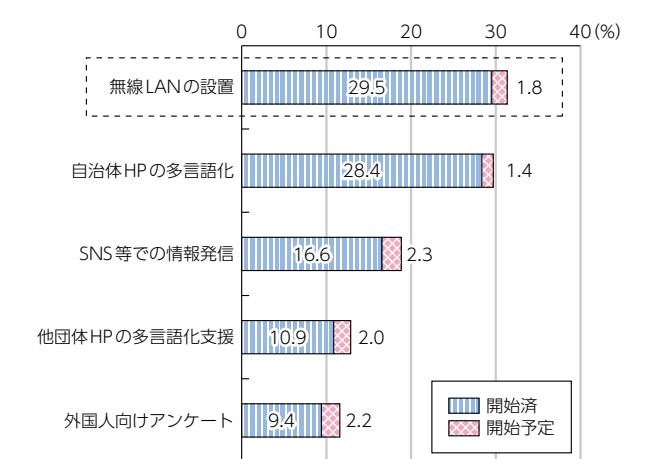
※「労働生産性向上」とは：定型業務の効率性の向上、業務の付加価値・創造性の向上

訪日外国人が旅行中に困ったこと



出典：観光庁調査結果より作成

地方自治体の観光振興の取組



※地方自治体アンケート：全自治体が対象。1,104団体から回答(有効回収率61.7%)。

最近勧告等を行った主な調査テーマ

調査名	勧告等対象機関	勧告等年月日
申請手続等の見直しに関する調査 — 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として — 12ページで紹介	金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	平成29年3月28日
土砂災害対策に関する行政評価・監視 13ページで紹介	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省	平成29年5月26日
森林の管理・活用に関する行政評価・監視	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成29年7月4日
高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査	国土交通省	平成29年7月7日
グローバル人材育成の推進に関する政策評価	文部科学省	平成29年7月14日
買物弱者対策に関する実態調査	内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	平成29年7月19日
貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視	国土交通省	平成29年7月28日

※平成29年8月1日時点

このほか、現在調査中のテーマ及び最近フォローアップを行ったテーマについては、行政評価局のホームページにて公表しています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html

国民視点の行政を実現する行政評価局調査

行政評価局調査とは？

行政評価局が、出先機関（管区行政評価局・行政評価事務所）を活用して各府省の業務の現場を調査することにより、政策効果や各府省の業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、その結果を基に、関係府省に改善方を提示することで、よりよい行政の実現へつなげていくものです。



土砂災害対策に関する行政評価・監視

勧告日：平成29年5月26日 勧告先：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

背景等

- 土砂災害は過去10年間で、年平均約1,000件発生。平成26年の広島市での土砂災害では、多数の死者を伴う甚大な被害が発生
- 土砂災害対策の推進に当たっては、ハード対策とともに警戒避難体制の整備等ソフト対策も重要。ソフト対策については、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等（以下「警戒区域等」という。）の指定、警戒避難体制の整備等を推進
- 他方、広島市での土砂災害では基礎調査や警戒区域等の指定の遅れなどの課題が指摘され、国も土砂災害防止法の改正等の対応を実施

⇒土砂災害対策の推進を図る観点から、国並びに都道府県及び市町村のソフト対策の実施状況を調査

主な調査結果

- | | | |
|--|--|---|
| ① 警戒区域等の早期指定の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●一定の開発制限の対象になる「特別警戒区域」指定予定地
⇒2年以上未指定（9都道府県・約1万4千か所） | ② 警戒避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●警戒区域等の指定後速やかに作成すべきハザードマップ
⇒区域指定後、速やかに作成せず（8市町で未作成等） ●警戒区域等で毎年1回以上実施すべき避難訓練
⇒実施方法の理解不足等で、過去3年間未実施（4市町） | ③ 要配慮者利用施設における安全確保対策の的確な実施 <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害のおそれのある箇所に新設された施設（抽出98施設）
⇒地方公共団体から新設申請時に計画検討要請等なし（41施設） ●施設で行うべき避難計画の策定と避難訓練（抽出78施設）
⇒施設の理解不足で、未実施（55施設） |
|--|--|---|

主な勧告の内容

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特別警戒区域の長期未指定地について、都道府県の指定に向けた取組状況の把握・助言 | 市町村に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ●区域指定後、順次ハザードマップを作成するように要請 ●避難訓練の具体的な実施方法の提示等により積極的な実施を要請 | 都道府県・市町村に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ●新設申請者への計画検討要請等を周知徹底 ●施設における避難計画の策定や避難訓練等を促進するための取組を推進 |
|--|---|---|



申請手続等の見直しに関する調査

— 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として —

勧告日：平成29年3月28日 勧告先：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

背景等

申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要であり、総務省においても見直しの推進に継続的に取り組んでいる。国民から、以下のような要望あり

- 戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい
- 相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）

戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、以下のような現状

- 住民票の写しと比較して一般的に交付手数料が高額である、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間がかかる、身分事項などいわゆる機微情報が記載されている等の事情がある
- 相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり

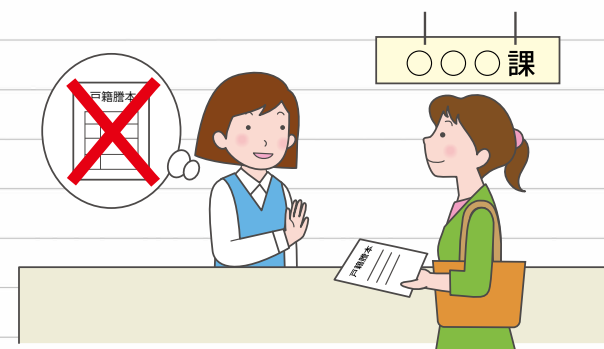
主な調査結果

- | | |
|--|--|
| ① 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し <ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写しで本人確認等が可能 ●（申請者全員ではなく）氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等を求めれば足りる | ② 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●法令等に根拠がない等の理由で戸籍謄本等を返却していない
⇒法令改正等を行うことで可能 |
|--|--|

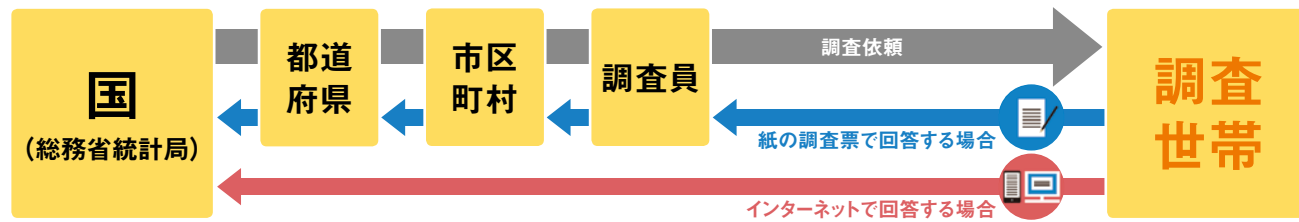
主な勧告の内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本等の提出を不要とすること（14手続） ●該当者のみ戸籍謄本等を求めること（26手続） | <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本等を返却すること（17手続） |
|--|---|

申請者の手間 + コストの軽減



調査はこのような流れで行います



●8月下旬～9月上中旬

- ✓ 調査員が調査対象となる地域にお住まいのすべての世帯を訪問し、平成29年就業構造基本調査のお知らせを配布します。
- ✓ マンション、アパートや自治会などに、就業構造基本調査の趣旨とその実施へのご理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターの掲示を依頼します。

●9月下旬から

- ✓ 調査員が調査をお願いする世帯に調査書類を配布し、調査への回答を依頼します。
- ✓ パソコンやスマートフォン・タブレット端末を使って、インターネットで回答できます。

●10月上旬から

- ✓ 調査員が調査世帯を改めて訪問します。
- ✓ 紙の調査票での提出がある場合は、調査員が調査票を回収します。



調査員は都道府県知事または市区町村長が発行した「調査員証」を必ず携帯しています

- ✓ 調査員は、都道府県知事または市区町村長が任命した特別職の地方公務員です。
- ✓ 調査員が皆様のお宅を訪問し、調査票の記入のお願いや、ご記入いただいた調査票の回収および記入状況の確認を行います。



！かたり調査にご注意ください

- ▶ 政府の統計調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。
- ▶ 不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県または市区町村にお知らせください。

！個人情報 は 厳重に 保護 されます

- ▶ 調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されています。



平成29年
就業構造基本調査
働く人の明日をつくる。

総務省統計局では、都道府県および市区町村を通じて、平成29年10月1日現在で「平成29年就業構造基本調査」を実施します。8月下旬から、調査対象となる地域にお住まいのすべての世帯に調査員が訪問します。

- ②統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です
- ②日本の就業・不就業の実態を明らかにする調査です

調査をお願いする世帯は無作為に選ばれます

全国のすべての世帯について調査を行うには、多くの費用と時間と人手が必要になります。そこで、この調査では統計理論に基づき、一部の世帯を全国からかたよりにくく選び、調べることによって、日本全体の姿を推計する方法を採用しています。

調査地域は、総務省統計局がコンピューターによって無作為に選ばれます。また、調査をお願いする世帯についても、こうして選んだ地域から無作為に選ばれます。

調査をお願いする世帯におかれましては、正確な統計を作成するために、調査へのご回答をお願いします。





高齢者を住宅火災から守るために



住宅用消火器等を用意しましょう

早く消す

火災を小さいうちに消すために

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと「大きいから置く場所がない」「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思っている方も多いのではないのでしょうか。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

住宅用火災警報器を点検しましょう

早く知る

逃げ遅れを防ぐために

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例です。このようなことを防ぎ、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や台所等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。この「住宅用火災警報器」の電池は、約10年がその寿命とされており、また、故障する可能性も考えると、年2回程度の定期的な点検が必要となります。是非この機会に高齢者の家に設置されている「住宅用火災警報器」を、高齢者の代わりに点検してあげましょう。

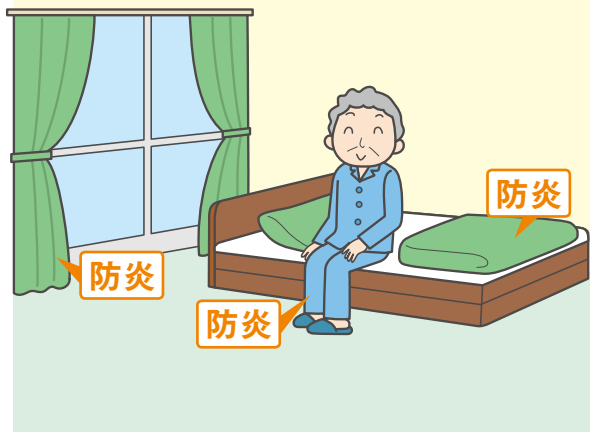


火を拡大させない

防災品を使いましょう

寝具、衣類、カーテンからの火災の拡大を防ぐために

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もいます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマやエプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。



お問い合わせ

総務省消防庁予防課予防係

TEL: 03-5253-7523 <https://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>



敬老の日に「火の用心」の贈り物

住宅防火・防災 キャンペーン

「消太（しょうた）」
（マスコットキャラクター）



キャンペーン期間

平成29年

9月1日(金)

～21日(木)

昨年発生した住宅火災における死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者となっています。高齢化の進展とともに、高齢者の住宅火災における死者の増加が懸念されています。

住宅防火・防災 キャンペーンとは

近年の住宅火災の死者に高齢者が多いこと、また今後も高齢化の進展が予想されることから、総務省消防庁では、住宅火災から高齢者を守るため、敬老の日を中心に、改めて高齢者に火災予防を注意喚起するとともに「住宅用火災警報器」や「住宅用消火器」または「防災品」等をプレゼントしたり、設置されている住宅用火災警報器の点検を高齢者の代わりに実施すること等を推進する「住宅防火・防災キャンペーン」を展開しています（キャンペーン期間：9月1日～9月21日）。

大切なおじいちゃんやおばあちゃんが火災の被害に遭わないよう、今年の敬老の日は、身近な防火対策を考える敬老の日にしてみてはいかがでしょうか？

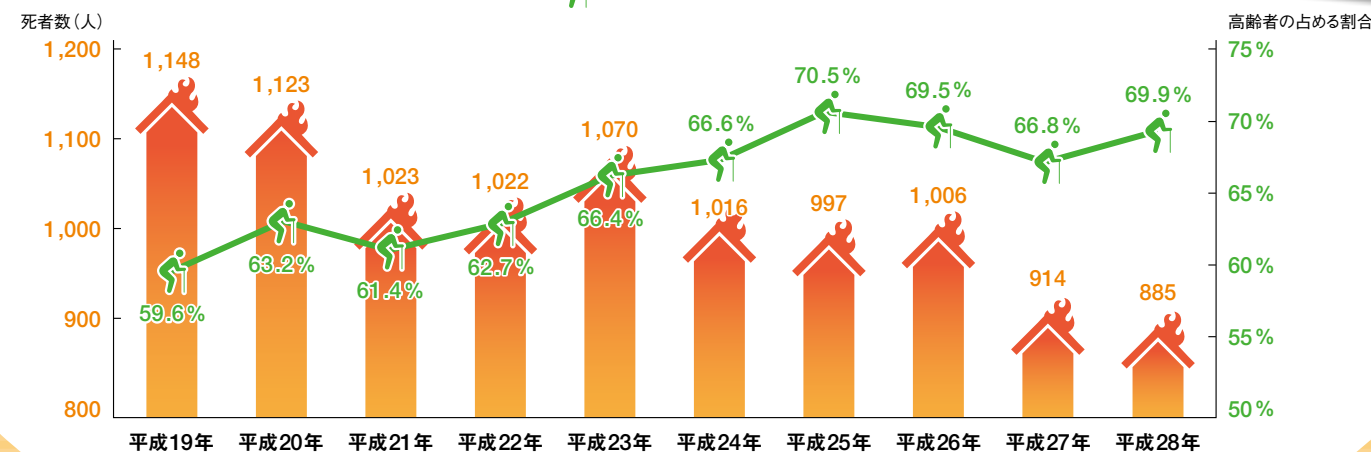


住宅火災における死者数の推移

(平成19年～平成28年の10年間)

住宅火災における死者数

高齢者（65歳以上）が占める割合



引っ越して3か月経たずに選挙があるときの投票方法

国政選挙では、旧住所地に3か月以上住んでいれば 投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票するか、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って期日前投票することができます。

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、**不在者投票**を活用できます（手続きについては下図をご覧ください）。

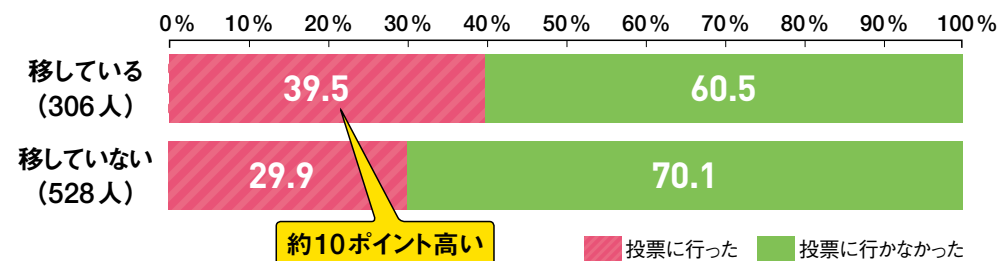
※都道府県（市区町村）の選挙においては、当該都道府県（市区町村）の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

不在者投票の手続き



18歳選挙権に関する意識調査の概要

総務省が行った平成28年の参議院選挙における意識調査では、親と「一緒に住んでいない」人のうち、住民票を現住所に「移している」人の方が、投票した割合が約10ポイント高い。



引っ越したら 住民票を移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる場所が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報なので、必ず移しましょう。

簡単な手続きでできます

引っ越し後の 市区町村

② 転出証明書を添えて、転入届を提出



転入した日から14日以内

引っ越し前の 市区町村

① 転出届を提出し、転出証明書を受け取る



転出前に！



転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」（個人番号カード）をお忘れなく！

引っ越しをされる方は注意が必要です

選挙で投票する場所は、原則として**住民票のある市区町村**です！

異なる市区町村に転出した方で**住民票を移していない**、

または**住民票を移して3か月経過していない**場合、新しい住所地で投票できません。

上市町

かみいちまち

剣岳に抱かれた地で
地域の宝を再発見し
活かす町



つるぎだけ 剣岳

標高2999m。日本の山では数少ない氷河が確認された山でもある。平野から望むその姿は季節や時間によって刻々と表情を変える。

日石寺の門前の名物は山菜や名水を活かしたそうめん

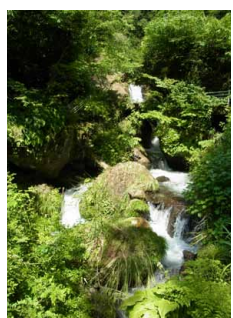
まがいぶのふ どうふうおうどう 磨崖仏不動明王像

8世紀に大岩山日石寺を開いた行基が彫り上げたと伝わる。高さ6m、幅10mの岩に彫られている。

六本滝



明治元年に作られた。高さ5.5mから流れ落ちる滝に打たれば六根(眼、耳、鼻、口、身、心)が清浄になるとされる。



せんがんけい 千蔵溪

無数の岩の間を清流が縫うように流れ、多くの小さな滝があることから百たまりの滝溪とも呼ばれる。

あなんたん 穴の谷の霊水

全国から寄進された石仏が並ぶ参道の先にあるのが薬師如来堂。その奥の洞窟から湧き出す水は万病に効く霊水とされ、全国から多くの人が集まる。



宮川の大けやき

若杉の日吉神社の境内にある巨木で、高さ41m、幹回り9mある。昔、上市に向かう行人たちが目印にしたという。



ニホンカモシカ

国の天然記念物に指定されており、上市町で行われるエコツアーではよく出現する。また、森ではムササビやニホンザルに出会えることも。



上市駅

富山地方鉄道本線の駅。すべての電車がスイッチバックを行い、方向を変えて出発する。



西田美術館

シルクロード経由の陶磁器やロシアのアイコンなどを多数所蔵・展示している。立山連峰を一望できる休憩スペースがある。



ばんばじまそう 馬場島荘

剣岳の登山基地である馬場島の公共の宿。地元で採れた山菜の天ぷらが乗ったそばが評判。近くには美しい林の中でバーベキューができる場所も。



第三若杉踏切

町の各所に剣岳の絶景を眺められるポイントがある。第三若杉踏切はその1つ。映画『RAILWAYS 愛を伝えられない大人たちへ』にも登場した。



上市町 DATA

人口：21,095人
(2017年8月1日現在)
面積：236.71km²
町の花：トガ
役場所在地：富山県中野川郡上市町法音寺1番地

剣岳がもたらす大自然と名水の恵みを受ける土地

富山県の東部に位置する上市町の町名は昔、市が立ったことに由来します。海と山をつなぐ平野にある上市には山の幸、里の幸、海の幸が運び込まれ、農村地帯における商業の町として大いにぎわいました。

そんな歴史を持つ町の東南部には立山連峰がそびえています。ひとときわ高い姿を見せるのが町のシンボルであり、古来より山岳信仰の対象とされてきた霊峰剣岳です。山麓の深い森の中には、おおいわんにつせきじ 大岩山日石寺や眼目山立山寺といった由緒ある寺院があり、祈りの歴史を今に伝えています。弘法大師がわらじ千足をつぶしても登頂できなかったと伝わる剣岳の山域は、かつて人を寄せつけない厳しい土地でしたが、道路

が整備された今では、町の中心から数十分登山懐に入れるうえ、気軽に大自然を満喫できるトレッキングコースも整備されています。剣岳が束ねるようにして連なる3000m級の山々からの水流は「穴の谷の霊水」や「大岩山日石寺の藤水」などの名水となつて町の各所に湧き出し、また豊かな水が流れ下る平野では米や里芋などの野菜がよく育ち、これらを原料とする酒や名産品がたくさんあります。





九宝茶を手にする「つるぎの味蔵」の店長の山下絵里さん。「パッケージは、置業で知られる越中の売薬さんをイメージして昔ながらの薬の包み方を参考にしました」

上市町の取組2

町の資源を活用して 新たな名産品を次々に開発

〈里山の駅つるぎの味蔵〉

平成24年12月に発足した雇用創造協議会は、エコツアーガイドの養成を行いました。それにとどまらず、上市町ならではの特産品の開発も視野に入れ、セミナーを行うなどの活動を展開しました。

雇用創造協議会は3年間で一区切りを迎えましたが、メンバーの有志たちは、この先も活動を継続していくと一致団結し、新たな町の特産品・土産物の開発に取り組んでいます。

セミナー受講生の1人が代表を務める株式会社上市屋では、山菜やキノコなどの森の恵みを活用。町の人にとっては、どこにも生えているワラビやズイキを原料にしたドレッシングを製造したところ人気になりました。

こうしたこだわりを持ち工夫を凝らしたさまざまな商品と、りまとして販売するのが「里山の駅つるぎの味蔵」です。建物は町のもですが、雇用創造協議会のメンバーが立ち上げた株式会社ティ・ツー・コミュニケーションズが指定管理者として運営にあたっています。同社は商品開発も行っています。九宝茶は、この地方に今も伝わる薬膳文化からアイデアを得たもの。「千里眼の木」とも呼ばれるメグスリノキをベースとして9種類の茶葉をブレンドしたお茶です。



ガイド養成講座を受講し、エコツアーのプログラムを作ったエコツアーガイドの平野妙子さん(左)と野澤和子さん(右)。



上市町観光協会事務局長の澤井俊哉さんは、マーシャル諸島の政府観光局で働いた経験を活かし、プロモーションやツアー造成、教育との連携に取り組む。

上市町の取組1

自然環境や歴史文化など 町が持つ価値に目を向けて活かす活動

〈上市町エコツーリズム推進全体構想〉

エコツーリズムとは、自然や歴史、文化などの資源を活かす観光であり、また地域の魅力を広く伝えることを通じて、その価値が理解され、保全されるようにしていくものです。

平成23年度に「観光元年キックオフ宣言」を行った上市町は、個人や民間の組織、行政が力を合わせてエコツーリズムに取り組んでいます。平成24年度から、本格的なエコツーリズムの手法を導入。厚生労働省の委託事業により上市町雇用創造協議会を立ち上げてエコツアーガイドの養成とプラン作りも行いました。

平成26年度には「上市まちのわ推進協議会」が発足。今年2月には、同協議会がまとめた「上市町エコツーリズム推進全体構想」が環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣および農林水産大臣に認定され、エコツーリズム推進法に基づく、全国12の推進地域の1つとなっています。

院で滝行を体験する「ぶちみそぎ」など個性的なものも。加えて上市町にはNPO法人森林セラピーソサエティから「森林セラピー基地」として認定された眼目、大岩、馬場島という3エリアがあり、ここを活用した森林セラピーも行われています。上市町観光協会の澤井俊哉さんは「キャンセル待ちになるほど人気のツアーもあります。それだけ魅力ある資源の地域だということをお町の人も伝えていきたいですね」と意気込んでいます。



エコツアーには山岳信仰の流れをくむ祈りの文化を知るプログラムも(左)。森林セラピーには森の中でのウォーキングやレクリエーションなど多彩なメニューがある(上下)。

チームで歩き回り、各所のポイントで指定されたポーズで写真を撮影するのがルール。



7月初旬に開催された「ぶちフォトロゲイニング大会」の参加者。この日は地元の中学生や役場の新人職員など6チーム19名が参加した。

Column フォトロゲイニング

町をあげた大会で観光客を誘致し町の魅力をアピール

フォトロゲイニングは、地図を頼りに得点が割り当てられたチェックポイントを探して、時間内に獲得した合計ポイントを競う日本生まれのスポーツ。上市町では、2015年度から大会を開いており、今年10月9日に「フォトロゲイニング上市まちのわ2017」を開催する予定です。上市町の大会は、地元企業が自社商品を賞品として提供したり、商店が協力店となって試食品を提供したり、地域が一体となって盛り上げるのが特徴です。



門前に並ぶ旅館でそうめんをいただける。「だんごや」のそうめんの出汁は煮干しとしいたけでとったもの。山菜料理や白玉だんごも絶品だ。



森の中の寺を参拝したあとに清らかな湧水で仕上げたそうめんを

古くからの名物がそうめんです。かつて日石寺の僧兵たちが精進料理として食していたとされ、一般の人が参拝するようになると、門前の休憩所が振る舞うようになりました。使用されるそうめんは3年寝かせて熟成させたもの。冷たい湧き水にさらして作ることで強いコシが生まれます。寺院の森からの風が通り抜ける座敷でいただくそうめんは格別です。毎年7月1日には日石寺の境内で「大岩滝開きとそうめん山菜まつり」が開催されます。

里芋のポタージュ
地元の名産の里芋を名水で仕立てたもので、きめ細かく、なめらかな口当たり。

里山ドレッシング
ワラビやズイキという意外な原料を使用。ほかにヨモギ、ユズとカリンも。

上市でしようが!
香りの高い上市町産のしようがを用いたシロップ。湯や紅茶、炭酸水に入れて飲む。



あなたの大切な手紙を守るために、
知ってほしい大事なルールがあります。
手紙やはがきなどの信書は、原則として、
日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが
取り扱うことができる定められています。

ルールはちゃんと守ってね。



信書とは

手紙・はがき・納品書・請求書など、「特定の受取人に対し、
差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。
詳しくは下記までお問い合わせください。

本
田
望
結

信書及び信書の送達に関するお問い合わせ

総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

03-5253-5975

信書便制度に関するお問い合わせ

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

03-5253-5974

郵政行政部ホームページ <http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>